

令和元・2年度岩手県「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」  
有識者会議における審議のまとめ

# いわての中学生のスポーツ・ 文化活動のこれから

本資料ダウンロード先

[https://www.pref.iwate.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/043/237/teigen-honbun.pdf](https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/043/237/teigen-honbun.pdf)



令和3年3月

岩手県「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議



## 目 次

いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから	・・・	1
Ⅰ 提言の趣旨	・・・	2
Ⅱ 部活動をめぐる動向	・・・	3
Ⅲ いわての中学生のスポーツ・文化活動の課題		
1 中学校における「自主的・自発的な参加により行われる部活動」 の推進	・・・	4
2 中学生の多様なニーズに応えるための指導者及び活動場所の 確保	・・・	6
3 指導者の適切な指導の推進	・・・	8
Ⅳ 県・県教育委員会の役割・取組	・・・	10
Ⅴ 中学生の活動を支える各主体（市町村・市町村教育委員会、 学校、関係団体、指導者）に求められる役割・取組		
1 市町村・市町村教育委員会	・・・	11
2 学校	・・・	15
3 関係団体	・・・	17
4 指導者	・・・	19
Ⅵ 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革	・・・	21
Ⅶ 中学生の活動の選択肢を広げるイメージ	・・・	23

### 望ましい活動・環境の姿

- 自主的・自発的に活動し、中学生による活動の運営等、目標に向かって充実した取組を実践している。
- 学校・地域・関係団体等による環境整備や体制構築が進み、中学生が希望する活動を支えている。
- 指導者と中学生のコミュニケーションが十分に図られ、生涯を通じてスポーツ・文化活動に親しむ基礎を培うことができる。

社会では「量」から「質」へと価値の転換がなされて久しい中、現在、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」として 17 の持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の実現に向けて多くの分野で取り組みが始まっています。

日本の地域社会では、少子・高齢化が急激に進み、今まで機能してきた多くの制度が対応できなくなってきました。その一つにスポーツ・文化活動の基盤を支えてきた学校部活動があります。部活動には、教育的価値のもとに、生涯にわたってスポーツ・文化的価値をはぐくむ役割も担ってきました。しかし、社会の変化とともに、この制度を持続させていくことが困難になっています。特に、中学生の多様なニーズや教員の働き方改革など多くの課題に直面し、その解決が迫られています。

本会議では、それほど遠くない未来に向けた持続可能な中学生のスポーツ・文化活動の在り方についてここに提言としてまとめました。この提言をきっかけとして、本県中学生の活動を支える全ての関係者が連携し、「望ましい活動・環境の姿」が実現することを期待しています。

令和 3 年 3 月

岩手県「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議

浅 沼 道 成

# I 提言の趣旨

## 【経緯】

スポーツ庁及び文化庁は、部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定し、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指している。その際、「知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む日本型学校教育の意義を踏まえ、豊かなスポーツライフの実現や豊かな心・創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること」と「成長期にある中学生が、生涯にわたって心身の健康を保持増進できるよう、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるようにすること」を重視する点としてあげており、中学生の多様な学びの場として部活動の教育的意義は大きい。

本県における部活動は、これまで地域の実情に合わせた形で実施されており、中学生の人格形成に大きな影響を与えている。しかし、生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況にあることや、学校外のスポーツ・文化活動に取り組む中学生が見られるなど活動が多様化しており、学校の部活動だけで中学生のニーズに応えることが困難な状況にある。

## 【趣旨】

このような状況を踏まえ、「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議（以下、有識者会議という。）は、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、中学生本位の有意義なスポーツ・文化活動の在り方の方向性を整理することを目的として検討を行ってきた。

有識者会議では、文部科学省の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の動きも見据えながら、「望ましい活動・環境の姿」の実現に向け、中学生のスポーツ・文化活動を支える各主体（市町村・市町村教育委員会、学校、関係団体、指導者）に求められる役割・取組を提言としてまとめたものである。

中学生の活動を支える各主体が、共に中学生の健全な成長のためのパートナーという考えに立ち、「望ましい活動・環境の姿」の実現に向けて取り組むことにより、いわての中学生それぞれの興味・関心に応じた多様な活動を保障することが期待できる。

## Ⅱ 部活動をめぐる動向

- 文部科学省は、平成 29 年 3 月に告示した学習指導要領において、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」とし、教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要であると示した。

- スポーツ庁は、平成 30 年 3 月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(※1)を策定し、運動部活動の活動時間及び休養日の設定、生徒のスポーツ環境の整備等、運動部活動の在り方に関する抜本的な改革を求めている。

また、ガイドラインの中で都道府県に対し、「運動部活動の在り方に関する方針」を策定するよう求めた。

※1 [https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/013\\_index/toushin/1402678.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/1402678.htm)



- 本県では、平成 30 年 6 月に運動部だけでなく、文化部も含め、「岩手県における部活動の在り方に関する方針」を策定し、活動時間及び休養日の基準を示した。また、市町村教育委員会に対し「設置する学校に係る部活動の方針」、各学校に対し「学校の部活動に係る活動方針」を策定するよう求めた。

- 文化庁は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に定めた内容をベースに文化部活動の特性を踏まえて、平成 30 年 12 月、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(※2)を策定し、部活動の意義やガイドラインの対象となる部活動の範囲を明記した。また、都道府県に対し、文化部も含めた方針が策定されている場合は、改めて検討し、必要に応じて改定するよう求めた。

※2 [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo\\_guideline/h30\\_1227/index.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guideline/h30_1227/index.html)



- この動きを受け、本県では、令和元年 8 月に「岩手県における部活動の在り方に関する方針」(※3)を改定し、部活動は自主的・自発的な参加により行なわれるものであること、参加を義務付けたり、活動を強制したりしないこと、体罰・暴言等の根絶を図ることを明記した。

※3 [https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/013\\_index/toushin/1402678.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/1402678.htm)



- スポーツ庁及び文化庁は、令和 3 年度から、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、運動部を対象とした「地域運動部活動推進事業」と文化部を対象とした「地域部活動推進事業」を進めることとしている。具体的な方策は、休日の部活動の段階的な地域移行、合同部活動の推進、地方大会の在り方の整理である。

### Ⅲ いわての中学生のスポーツ・文化活動の課題

#### 1 中学校における「自主的・自発的な参加により行われる部活動」の推進

##### (1) 部活動における「所属」と「参加」の捉えが整理されていない

県の方針では、「部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、参加を義務付けたり、活動を強制したりしないよう、留意すること。」としている。

しかし、県内の中学校の中には、何らかの部活動に「所属」させていたり、学校外の活動に参加する場合は、学校の活動に「参加」することなく学校外の活動を優先させている現状がある。

「所属」と「参加」の捉え方が曖昧になっているため、これを整理し共通理解を図る必要がある。

##### 【資料】令和元年度各中学校における部活動の加入方法

任意加入とし、いずれの部にも所属しないことを認めている	4/157
運動部・文化部等への加入はさせるが、学校外の活動に対して配慮している	131/157
「校外活動部」「地域活動部」等を設置し、学校外の活動を認めている	16/157
運動部・文化部等へ加入させ、学校外の活動に対して特に配慮をしていない	6/157

【出典】令和元年度保健体育行政関係調査（令和2年1月 岩手県教育委員会事務局保健体育課）

##### 【資料】令和2年度各中学校における部活動の加入方法

いずれの部にも所属しないことを認めている （「校外活動部」「地域活動部」等を設置し、学校外の活動を認めている場合も含む）	60/150
運動部・文化部等への所属はさせるが、学校外の活動を優先させている	90/150
運動部・文化部等へ所属させ、学校外の活動に対して特に配慮をしていない	0/150

【出典】令和2年度保健体育行政関係調査（令和2年12月 岩手県教育委員会事務局保健体育課）

※「校外活動部」「地域活動部」等は、多くの学校で活動の実態がないことから、現状を踏まえ調査項目を変更した。

##### (2) 活動の多様化により学校の部活動だけでニーズに応えることが困難

生徒数の減少等による部活動の統廃合や学校単位での部活動運営が困難な状況にあること、学校外のスポーツ・芸術文化活動に取り組む生徒が見られるようになっていくことから、地域や学校規模によっては学校の部活動だけで中学生のニーズに応えるような活動を行うことが困難になっている。

【資料】「学校において、希望する活動ができる部活動の有無」に関する調査結果

あなたの学校では、あなたが一番取り組みたい活動（スポーツ・芸術文化活動）に取り組むことができますか。

- 1 できる
- 2 できない



□規模が小さい学校の生徒ほど、「できない」と回答する割合が高い。

□地域（内陸・沿岸）による違いは見られなかった。

【出典】「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」に向けたアンケート調査

（令和元年 12 月 岩手県教育委員会事務局保健体育課）

(3) 生徒が主体となって活動できる体制が整っていないこと

県の方針では、「生徒の多様なニーズを踏まえ、生涯にわたるスポーツ・芸術文化等に親しむ基盤づくりに向けた取組を推進する。」と示している。

これを実現するために、指導者からの指示を待つだけでなく、中学生自らが活動の計画を立て主体的に活動を進めるなど、それぞれの目標に向かって部活動を運営できる体制づくりが必要である。

【参考資料】「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」に向けたアンケート調査（令和元年 12 月 岩手県教育委員会事務局保健体育課）の回答の一部

生徒 の声	「部活動への参加を強制しないほしい」「やりがいのある部活動にしていきたい」 「部員で協力したり、楽しい活動にしたい」
教員 の声	「部活動で学ぶことは多く、大切な教育活動である」「部活動に対する意識が教員によって違う」「部活動で生徒指導や学校を立て直す時代ではない」
保護者 の声	「学校の部活動にこだわらなくてもよい」「保護者の負担が大きい」「先生が一生懸命取り組んでくれているのでありがたい」「部活動で学ぶことは多く、打ち込ませたい」

## 2 中学生の多様なニーズに応えるための指導者及び活動場所の確保

### (1) 地域の活動について周知を図る必要があること

本研究に向けたアンケート調査結果によると、「地域のスポーツ・芸術文化団体があるか知らない」と回答した割合は、生徒(52.7%)、保護者(40.9%)とともに一番高い。また、大規模・中規模校と比較して、小規模校において「ない」と回答した生徒の割合(26.6%)が高い。

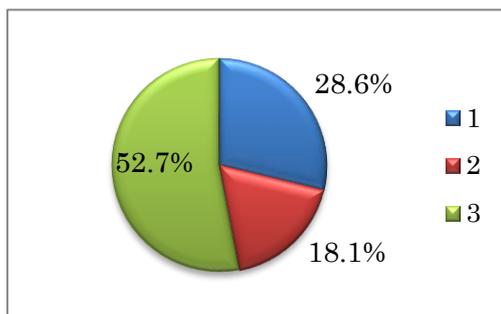
各種団体における中学生の受け入れ体制について確認及び周知を図る必要がある。

#### 【資料】「地域の活動の有無」に関する調査結果

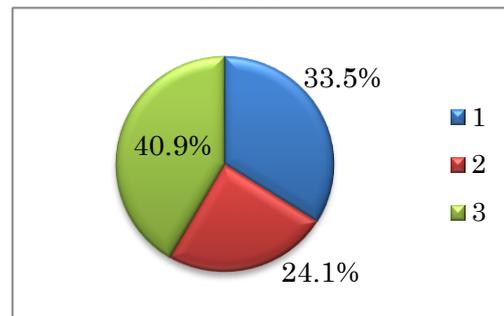
あなたの地域には、学校の部活動以外にあなたが一番取り組みたい活動ができるスポーツ・芸術文化活動の団体がありますか。

- 1 ある
- 2 ない
- 3 知らない

<生徒>



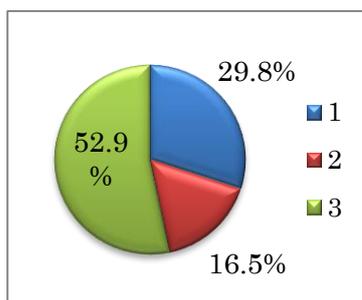
<保護者>



□生徒・保護者ともに、「知らない」と回答した割合が最も高い。

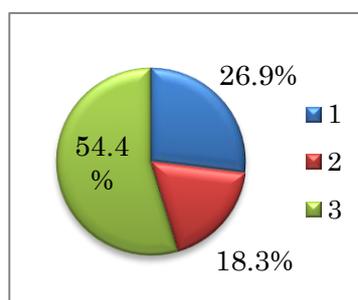
<大規模校>

生徒数 350 人以上



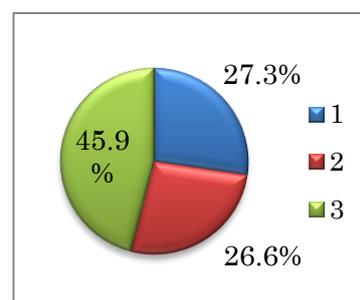
<中規模校>

生徒数 100 人以上 350 人未満



<小規模校>

生徒数 100 人未満



□規模が小さい学校の生徒ほど、「ない」と回答する割合が高い。

□回答者(生徒・保護者)及び学校規模(大規模、中規模、小規模)のいずれも地域(内陸・沿岸)による違いは見られなかった。

【出典】「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」に向けたアンケート調査

(令和元年 12 月 岩手県教育委員会事務局保健体育課)

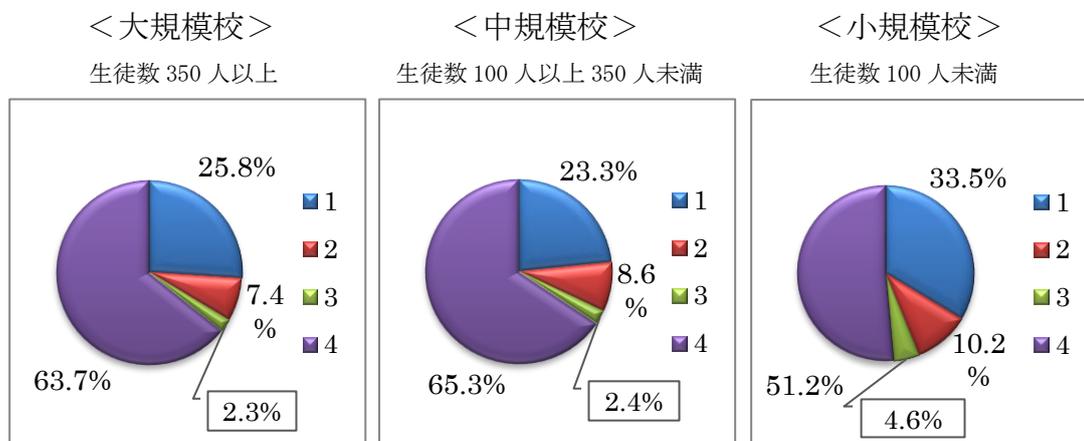
## (2) 地域単位で運営を支える体制を構築する必要があること

同じくアンケート調査結果によると、校外の活動に所属している生徒は、大規模校で約 26%、中規模校で約 23%、小規模校で約 34%であった。家庭の諸事情（立地、金銭的理由等）も踏まえると、本県中学生の活動の場は学校であることが多く、活動の場を地域社会に広げていく必要がある。

### 【資料】「校外活動の所属」に関する調査結果

あなたは、校外の活動（学習塾を除く）に参加していますか。

- 1 運動系の活動を行っている
- 2 文化系の活動を行っている
- 3 運動系・文化系両方の活動を行っている
- 4 行っていない



□規模が小さい学校の生徒ほど、校外の活動に所属している割合が高い。

□地域（内陸・沿岸）による違いは見られなかった。

【出典】「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」に向けたアンケート調査

(令和元年 12 月 岩手県教育委員会事務局保健体育課)

また、スポーツ庁は、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」において、「地域の実情を踏まえ、特に少子化の影響が大きい過疎地域においては地方自治体の判断に基づき、市町村を越えた**他校との合同部活動を推進**するとともに、都市部においては、市内の近隣校との「拠点校方式」による合同部活動を推進する事業を実施する。」と示している。

本県においても、地域の実情を踏まえた合同部活動を推進するなどの取組が求められる。

【参考資料】「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」に向けたアンケート調査（令和元年12月 岩手県教育委員会事務局保健体育課）の回答の一部

生徒 の声	「練習時間や大会参加を増やしてほしい」「専門的な指導を受けたい」 「自分がやりたい部活動がない」
教員 の声	「生徒の選択肢は多様化している」「結果よりも、活動の楽しさを味わわせたい」 「技術指導が難しく、苦しんでいる先生をサポートしてほしい」
保護者 の声	「部活動の選択肢が少なく、本当にやりたいことができない」「文化部の活動にも学校外の育成体制がほしい」「文化部が少なすぎるため、運動が苦手な子供が困っている」

### 3 指導者の適切な指導の推進

#### (1) 指導者は対話を重視した指導を実施する必要があること

指導者は、対話を重視した指導（中学生が理解できるように伝えることや中学生の声に耳を傾けること等）を心がけ、体罰や中学生の人格を傷付ける言動等の根絶を図る必要がある。

#### (2) スポーツ医・科学に基づいた指導及び合理的でかつ効率的・効果的な指導を実施する必要があること

自らの経験に頼ることなく、スポーツ医・科学に基づいたトレーニングを積極的に導入することや過度の練習が中学生の心身に負担を与えることを正しく理解することなど、合理的でかつ効率的・効果的な指導ができる指導者を育成していく必要がある。

【参考資料】「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」に向けたアンケート調査（令和元年12月 岩手県教育委員会事務局保健体育課）の回答の一部

生徒 の声	「指摘ばかりしないで指導をしてほしい」「生徒の意見を活動に反映してほしい」 「長時間の練習で、集中することができない。練習をもっと短くしてもらいたい」
保護者 の声	「技術指導ばかりでなく、個人の気持ちに寄り添う指導者の配慮がほしい」「練習時間の長さ と技術の向上は比例しない。もっとメリハリのある練習時間にしてほしい」



#### 4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる 7 つの事項

##### 運動部活動での効果的、計画的な指導に向けて

- ①顧問の教員だけに運営、指導を任せるとは、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう  
＜学校組織全体での運営や指導の目標、方針の作成と共有＞  
＜保護者等への目標、計画等の説明と理解＞
- ②各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう  
＜外部指導者等の協力確保、連携＞  
＜外部指導者等の協力を得る場合の校内体制の整備＞
- ③活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう  
＜生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成＞  
＜年間を通したバランスのとれた活動への配慮＞  
＜年間の活動の振り返りと次年度への反映＞

##### 実際の活動での効果的な指導に向けて

- ④適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう  
＜科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導の実施＞  
＜生徒が主体的に自立して取り組む力の育成＞  
＜生徒の心理面を考慮した肯定的な指導＞  
＜生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導＞  
＜指導者と生徒の信頼関係づくり＞  
＜上級生と下級生、生徒の間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり＞  
＜事故防止、安全確保に注意した指導＞
- ⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

##### 指導力の向上に向けて

- ⑥最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう  
＜科学的な指導内容、方法の積極的な取り入れ＞  
＜学校内外での指導力向上のための研修、研究＞
- ⑦多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう  
＜校長等の管理職の理解＞  
＜運動部活動のマネジメント力その他多様な指導力の習得＞

## IV 県・県教育委員会の役割・取組

県及び県教育委員会は、「望ましい活動・環境の姿」の実現に向けて、各主体（市町村・市町村教育委員会、学校、関係団体、指導者）と連携しながら取り組む。

### ■適切な部活動の推進【県教委】

学校が開催する部活動連絡会に指導主事を派遣するとともに、部活動顧問の資質向上を図るための研修会を実施する。

### ■「岩手県における部活動の在り方に関する方針（改定版）」の内容検討及び再改定【県教委】

本提言の内容を踏まえた検討を進め、再改定を行う。

### ■公立高校入試における推薦入試の在り方についての検討【県教委】

推薦入試の在り方も含めた入試改善に係る検討を進める。

### ■教員の兼職兼業の整理【県教委】

『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』（令和2年9月1日）において、「地域部活動において休日の指導を希望する公立学校の教師については、兼職兼業の許可を得た上で地域部活動の運営主体の下で従事することが考えられる」とされており、国の通知を受け、従事する場合に必要な兼職兼業の許可について検討を進める。

### ■中学生の受け入れ体制の整備促進【県】

#### 競技団体・文化芸術団体の体制整備

地域部活動への移行について競技団体・文化芸術団体に周知を図り、各団体の「地域におけるスポーツ・文化活動の場」の確保等、受け入れ体制の整備を促す。

#### 総合型地域スポーツクラブの活性化

クラブアドバイザーの配置支援、指導者資格取得支援、研修会の実施等により、総合型地域スポーツクラブの質的充実を図る。

#### サポート人材の活用

いわてアスレティックトレーナーの養成等により、スポーツ医・科学の知見を有する外部人材を活用して、スポーツ活動等に取り組む中学生のサポート体制の充実を図る。

### ■地域部活動移行への取組【県・県教委】

国が示している「休日の部活動の段階的な地域移行」及び「合理的で効率的な部活動の推進」を各主体と連携しながら進める。

# V 中学生の活動を支える各主体（市町村・市町村教育委員会、学校、関係団体、指導者）に求められる役割・取組

## 1 市町村・市町村教育委員会

短期的に取り組むこと（R3年度から取り組むこと）

### (1) 「設置者の方針」の改定

「自主的・自発的な参加」を明記し、部に「所属しない」ことも認めることについて検討するとともに、改定した内容について、所管の中学校に対して周知を図りながら、学校における適切な部活動の推進に取り組む。

#### <盛岡市教育委員会の実践例>

- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁）及び「岩手県における部活動の在り方に関する方針」（県教委）を受けて、平成30年12月に「盛岡市における部活動の在り方に関する方針」を策定。
- ・「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（文化庁）及び「岩手県における部活動の在り方に関する方針（改定版）」（県教委）を受けて、令和元年12月に「盛岡市における部活動の在り方に関する方針」を改定。
- ・改定した盛岡市の方針では、「部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、参加を義務付けたり、活動を強制しないよう、留意すること。」と明記するとともに、「学校が生徒や保護者に対して部活動のもつ意義等を説明したり、加入を推奨したりすることを妨げるものではない」と示した。
- ・令和2年度は、盛岡市内22校中18校が、いずれの部にも所属しないことを認めている（「校外活動部」「地域活動部」等を設置し、学校外の活動を認めている場合も含む）。

### (2) 部活動指導員の積極的任用

- ア 全校に1名の配置を目指し、専門的指導者による活動の充実を図るとともに、活動時間や休養日等の適正化を図る。
- イ 専門的な指導を困難と感じている教員の負担軽減を図る。
- ウ 地域の特性や状況を踏まえた部活動指導員の活用を検討する。

#### <部活動指導員の活用例>

ケース1 「複数部活動に割り振り活用」	
目的	複数の部活動への部活動指導員配置、専門的指導の充実、教員の時間外勤務の負担軽減
事例	部活動指導員1人あたりの勤務時間数を複数の部で割り振りを行う形態で配置 ※令和元年度の例：210時間／3部＝1部あたり70時間
効果	部活動指導員1人あたりの時間数を複数の部に割り振りを行うことで、部の選定の拡充を図ることができるとともに、複数部顧問教員の時間外勤務の負担軽減及び専門的指導の充実を図ることができる。

ケース2「外部指導者を配置」	
目的	専門的指導の充実、教員の時間外勤務の負担軽減、人材確保
事例	外部指導者を部活動指導員として配置
効果	既に外部指導者として活動している者を部活動指導員として活用することで、人材確保の課題を解消することができるとともに、顧問教員の時間外勤務の負担軽減及び専門的指導の充実を図ることができる。

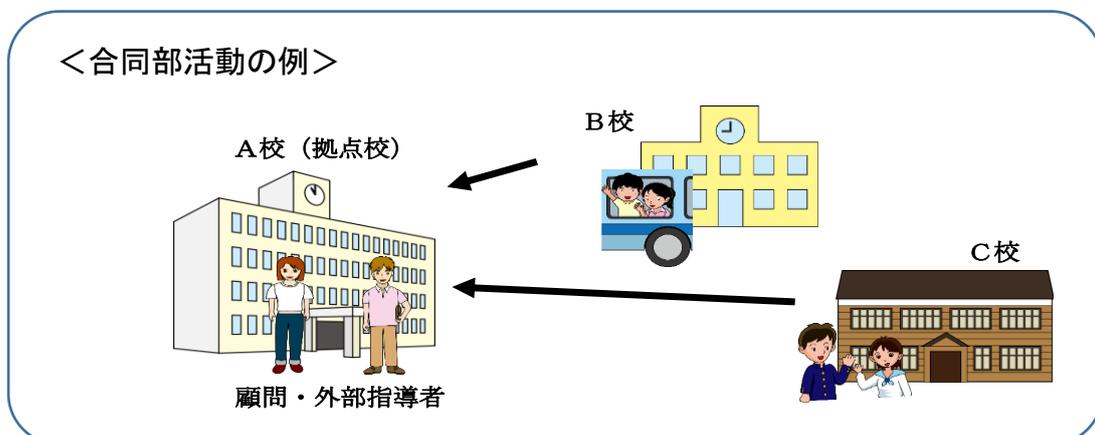
ケース3「非常勤講師を配置」	
目的	人材確保、教員の時間外勤務の負担軽減、専門的指導の充実
事例	非常勤講師を部活動指導員として配置 ※活用例：音楽の教科補充等の非常勤講師を吹奏楽部の部活動指導員として活用
効果	学校勤務経験者を配置することができるとともに、顧問教員の時間外勤務の負担軽減、専門的指導の充実を図ることができ、かつ、人材確保の課題を解消することができる。

ケース4「スポーツ医・科学の活用」	
目的	身体的指導の充実、教員の時間外勤務の負担軽減、人材確保
事例	アスレティックトレーナーを部活動指導員として配置 ※ただし、日本スポーツ協会アスレティックトレーナー有資格者、いわてアスレティックトレーナー登録者であること。
効果	アスレティックトレーナーを部活動指導員として活用することで、技術的指導以外の身体的な部分での指導が可能となり、生徒のパフォーマンスの向上を図ることができる。また、複数の部活動で活用することが可能な指導者となることから、曜日を変えて単独の部で活用する方法、複数部での合同トレーニングの日を設けたうえで活用する方法等があり、人材確保の課題を解消できるとともに、顧問教員の時間外勤務の負担軽減及び身体的指導の充実を図ることができる。

※上記例の他、各地域の特性や状況に応じて活用方法を検討。

### (3) 合同（拠点校）部活動等の検討

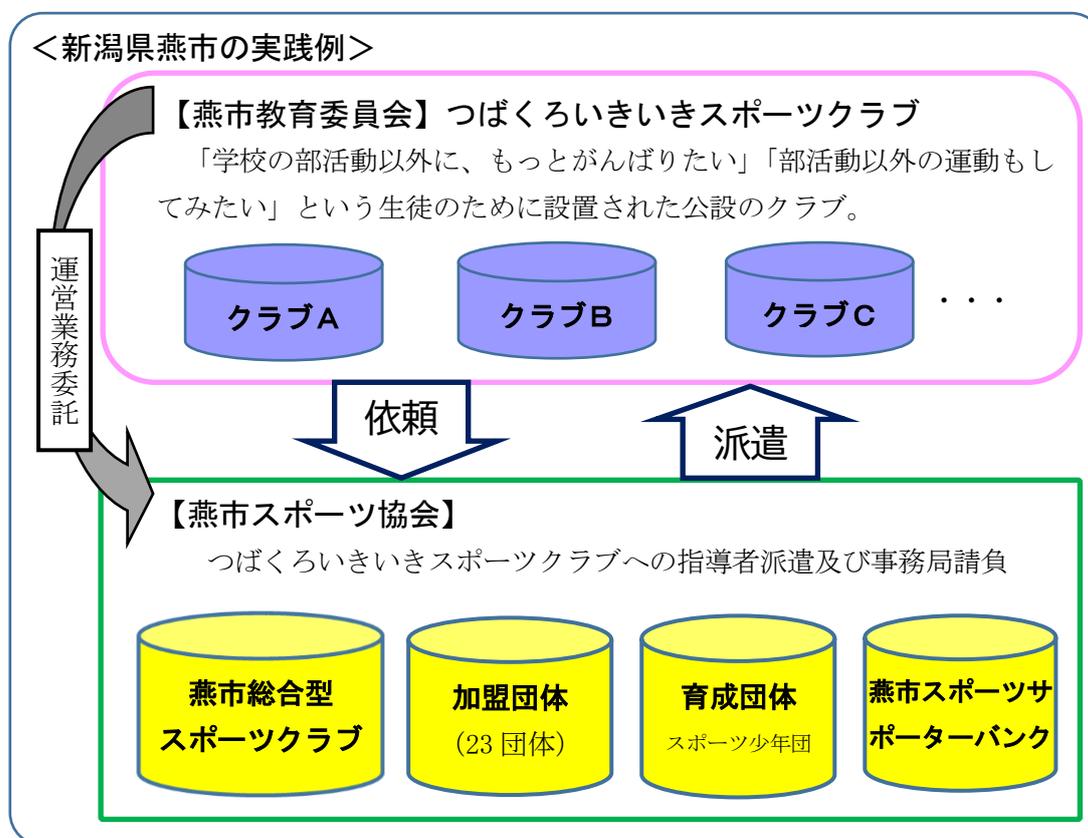
文部科学省の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を踏まえ、域内近隣校との「拠点校方式」による合同部活動について課題等を整理し、実施に向けた検討を進める。



#### (4) 活動を希望する中学生の受け入れ体制の検討

総合型地域スポーツクラブ等を活用しながら、中学生の受け入れ体制を確保する。

また、希望する教師が休日に指導を行うことができるよう教員の兼職兼業についても検討を進める。



継続して検討しながら中長期的に取り組むこと

#### (1) 市町村（地区）単位の大会開催の検討

ア 地区の中学校体育連盟及び中学校文化連盟と連携し、域内全ての中学生に活躍の場を提供する。

##### ＜活躍の場の例＞

- ・ 出場の機会が少ない生徒による親善試合・合同発表会等の開催。
- ・ 複数の小規模校によるコンサート等の開催。

イ 主催団体の大会・コンクール等の参加基準の見直し・柔軟な運用と連動し、市町村単位（例：〇〇町チーム等）のチームが大会・コンクール等に参加する。

#### (2) 合同（拠点校）部活動等の推進

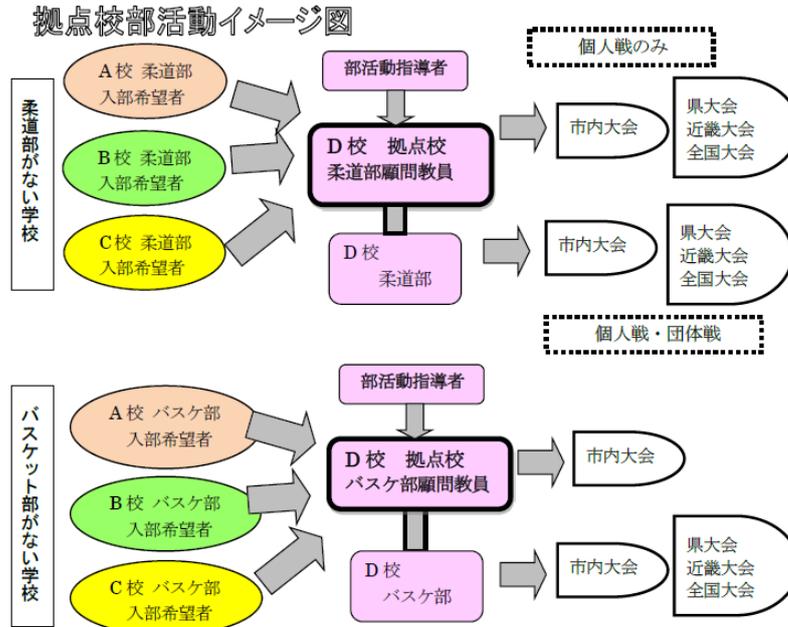
域内近隣校との「拠点校方式」による合同部活動を実施する。その際、地理的な課題に対して ICT を活用することにより、中学生が移動することなく指導を受けたり、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるよう環境整備を行う。

## <合同（拠点校）部活動等の実践例>

### □「拠点校」部活動（神戸市教育委員会） 平成14年度から実施

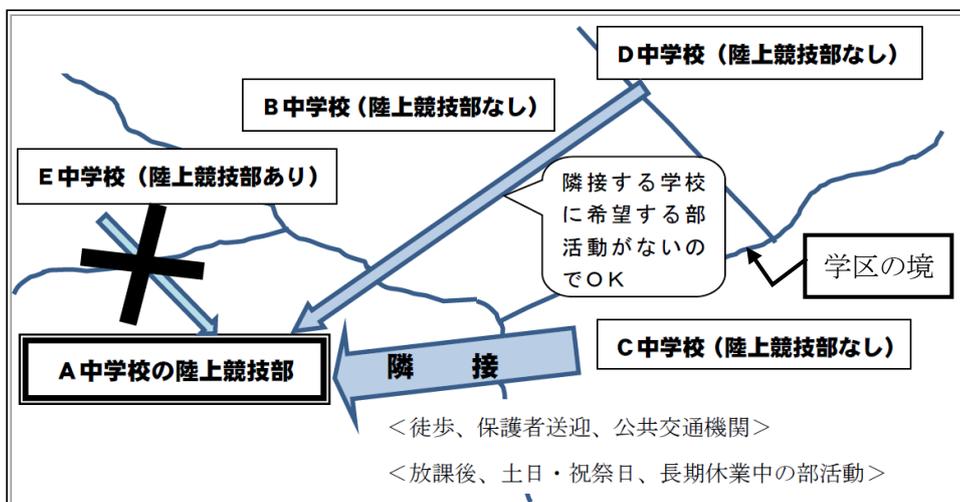
進学する中学校に希望する部活動がない場合に、市内数か所に設置された指定する学校（拠点校）の顧問教員に従い、練習に参加することができる。個人種目においては、在籍校として公式戦に出場でき、団体種目においては拠点校として市内大会のみに出場することができる。

#### 具体例



### □運動部活動「学校間連携方式」（札幌市教育委員会） 平成28年度から実施

自分の学校に希望する運動部活動がない場合に、隣接する学校の運動部活動に参加することを可能とするもの。小学校で行っていた競技を中学校の部活動においても継続したいなど、できる限り生徒が希望する種目の部活動に参加できるようにする。主に、陸上競技、卓球、柔道、剣道、体操、相撲、ソフトテニス、バドミントンなどの個人種目についての実施を考えている。



## 2 学校

### 短期的に取り組むこと（R3年度から取り組むこと）

#### (1) 自主的・自発的な部活動の推進

##### ア 学校の部活動を充実させる。

地域や学校の特性に応じた活動の方針や部活動の意義等について、生徒・教員・保護者で共通理解を図る。

##### <部活動の教育的意義>

中学校学習指導要領解説保健体育編（平成29年7月）から抜粋

第3章 指導計画の作成と内容の取扱い 3 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことも指摘されている。

##### <充実した活動に向けた取組例>

- ・効果的・効率的な活動について、生徒間及び職員間で共有している。
- ・生徒の適性や興味・関心をより深く追求することができる活動を行っている。
- ・大会で勝つことやコンクール等の上位入賞のみを重視することなく、未経験者も安心して入部及び活動を行っている。
- ・顧問と部活動指導員や外部指導者が指導方針等を共通理解しながら活動を行っている。等

##### イ 学校の部活動に「所属しない」ことも認める。

部活動加入の推奨を否定するものではないが、「所属しない」という選択肢があることについて、生徒・教員・保護者で共通理解を図る。

##### <令和元・2年度における二戸市立金田一中学校の実践例>

- ・令和元年5月に「部活動並びに文化・スポーツ活動に係る説明会」を開催し、管理職、顧問、コーチ、保護者会代表で望ましい部活動の在り方についての考え方を共有した。この説明会では、「中学校部活動連絡会等支援事業」（県教委保健体育課）を活用し、県北教育事務所の学校体育担当指導主事が「これからの部活動並びに文化・スポーツ活動の在り方」について説明を行った。
- ・令和2年2月に改定した「二戸市立中学校の部活動運営方針」に則り、「令和2年度二戸市立金田一中学校 学校の部活動に係る活動方針」を策定し、令和2年度からいずれの部にも所属しないことを認める。
- ・部活動の加入状況

	部活動に所属	部活動に所属していない
1年生	32名	8名
2年生	42名	8名
3年生	34名	3名

- ・常時、「入部」「転部」「退部」を可能とした。  
このことにより、部活動に所属しない8名の1年生のうち、5名が年度途中で部活動へ入部した。
- ・部活動に所属しない理由として、「部活動の時は、家でピアノの練習をするので、部活動に加入しません。」や「自主学習の時間を増やしたいと思います。」等をあげている。
- ・令和2年6月にも「部活動説明会」を実施し、管理職、顧問、コーチ、保護者会代表で望ましい部活動の在り方についての考え方を共有している。

#### ウ 生徒の意見を取り入れた活動を行う。

生徒は主体的に活動に参加するとともに、指導者は生徒の声に耳を傾け、活動に反映させるなど、共に充実した活動となるよう協力する。

##### <活動例>

- ・活動計画（練習日や時間、活動内容等）の策定に生徒の意見を取り入れる。
- ・生徒が指導者の協力を得ながら活動計画を策定する。
- ・生徒自ら考えて効果的・効率的な活動計画にアップデートする。

#### (2) 保護者負担の現状把握と軽減に向けた検討

各校において、「保護者による練習会場や大会等への送迎」、「部活動を補完する活動（父母会・スポーツ少年団等）における世話係等の輪番制による時間的負担」、「保護者会費やチームウェア購入に係る経済的負担」等の実態を把握し、負担を軽減できる内容について検討する。

### 継続して検討しながら中長期的に取り組むこと

#### (1) 自主的・自発的な部活動の徹底

- ア 部活動数の適正化及び複数顧問の配置について検討する。
- イ 生徒主体の取組を実施する。

#### (2) 地域と連携した活動の実施

- ア 域内近隣校との連携・情報共有を図る。
- イ 休日の部活動の地域移行を進める。

### 3 関係団体

関係団体とは、中学校体育連盟、中学校文化連盟、競技団体、文化芸術団体、体育・スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、民間スポーツクラブ、音楽教室、活動する個人等を指す。

#### 短期的に取り組むこと（R3年度から取り組むこと）

##### (1) 合同チーム等の編成及び大会・コンクール等の参加基準の見直し・柔軟な運用

ア 合同チーム参加規程の見直し及び柔軟な運用について検討する。

###### <検討対象の一例>

「岩手県中学校総合体育大会・岩手県中学校新人大会における合同チーム参加規程（一部抜粋）【岩手県中学校体育連盟 令和元年5月2日改定】」

- ・参加種目は、個人種目のない以下の競技種目（9種目）に限る。  
バスケットボール（5）、サッカー（11）、ハンドボール（7）、軟式野球（9）、バレーボール（6）、ソフトボール（9）、ホッケー（6）、アイスホッケー（12）、ラグビー（12）
- ※ただし、（ ）内の人数を下回った場合のみ、合同チームを編成できる。
- ・ベンチに入る参加人員数は各種目の競技規則の通りとし、いずれかの学校の校長・教員が代表監督となる。

イ 複数校の中学生による活動実態及びコンクール等への参加状況を把握する。

##### (2) 世界や全国のトップでの活躍を目指す中学生が活動できる環境の確保

世界や全国のトップでの活躍を目指す中学生の活動に対応できるよう、裾野からトップレベルまでの一貫指導体制を検討する。

###### <取組事例①>

一般社団法人岩手県山岳・スポーツクライミング協会では、拠点の盛岡のみならず沿岸地域などにおいて、教室や体験会を実施し、裾野の拡大を図っている。

また、小学生から一般向けまでの幅広い年代において、様々な競技レベルを対象にしたスポーツクライミング教室を開催し、競技力向上を図るとともに、世界で活躍するトップアスリートを輩出している。

###### <取組事例②>

岩手県スケート連盟は、スピードスケート種目において、小学生から成年選手までの幅広い年代と、愛好者から日本代表等のトップアスリートまで様々な競技レベルの選手が、県営スケート場を拠点として活動している。

スポーツ少年団や高校部活動などの各年代における指導者の協力によって、中長期的な視点に立った一貫指導体制が構築されており、全国大会での優勝や世界大会での活躍に加え、裾野の拡大に繋がっている。

### (3) 活動を希望する中学生の受け入れ体制の検討

日常の活動や教室、イベント等に地域の中学生が参加しやすい活動環境の整備を検討する。

#### <取組事例>

- ・サッカーのクラブチームでの活動
- ・民間スイミングスクールやテニスクラブでの活動
- ・スポーツ少年団での活動
- ・総合型地域スポーツクラブでの活動
- ・地域の書道やピアノ教室等での活動
- ・地域のカルチャースクール等での活動
- ・郷土芸能の伝承活動 等

### (4) 地域における活動の情報発信

中学生及び保護者を対象に地域で行われているスポーツ・文化芸術活動に関する情報を発信する。

## 継続して検討しながら中長期的に取り組むこと

### (1) 合同チームの大会・コンクール等の参加

- ア 見直した参加規程や運用による大会等を開催する。
- イ 複数校の中学生による活動の実施及びコンクール等へ参加する。

### (2) 学校単位によらない活動の実施

主催団体の大会・コンクール等の参加基準の見直し・柔軟な運用と連動し、市町村単位（例：〇〇町チーム等）のチームが大会・コンクール等に参加する。

### (3) 世界や全国のトップでの活躍を目指す中学生が活動できる環境の拡充

トップアスリートを育成する指導者の養成、指導者の人材育成並びに練習環境の確保などにより、中学生の参加機会の充実を図る。

### (4) 活動を希望する中学生の受け入れ体制の構築

指導者の養成、活動場所の確保など、日常の活動、教室、イベント等に地域の中学生が参加しやすい活動環境を構築するとともに、中学生の心身の健全育成の観点に立った取組を推進する。

### (5) 地域における活動の情報発信

中学生及び保護者を対象に地域で行われているスポーツ・文化芸術活動に関する情報について、引き続き積極的に発信する。

## 4 指導者

指導者は、所属する団体等の活動方針を理解のうえ、それらを踏まえた指導を実践する。

- 「日本スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」
- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁）」
- 「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）」
- 「岩手県における部活動の在り方に関する方針（改定版）（県教委）」
- 「設置する学校に係る部活動の方針（各市町村教育委員会）」
- 「学校の部活動に係る活動方針（各学校）」 等

### 短期的に取り組むこと（R3年度から取り組むこと）

#### (1) 適切な指導の推進

ア 中学生の自主性や個性を尊重した指導を展開する。

##### <中学生の自主性、個性を尊重した指導の例>

- ・楽しさを実感させる。
- ・仲間との交流を充実させる。
- ・できる、わかる喜びを体験させる。（成就感、新しい発見）

イ 体罰・暴言等を根絶するためにコミュニケーションのスキルアップを図る。

##### <対話を重視した指導の例>

- ・自分の意見を持ちつつ、考えを押しつけない。
- ・よい姿勢、落ち着いた話し方で伝える。
- ・近言語（語調、抑揚等）、身体動作（表情、姿勢等）、空間距離（パーソナルスペース）、付属品（服装、装飾品等）などの非言語スキルも意識する。
- ・中学生との信頼関係を構築する。
- ・誤りや失敗を正すときは、「成長の材料と考え、感情的にならない」「人ではなく行動に焦点を絞る」「説明することを心がけ、明確かつ簡潔に伝える」等を意識する。
- ・マイナスのイメージを強化するネガティブ表現を避け、よりよい方向に改善を促進するポジティブ表現を心がける。

#### (2) 研修等の積極的参加

学校内、地域内、種目ごとに効果的な指導法について学び合う体制をつくり、指導者同士のスキルアップに努める。

### 継続して検討しながら中長期的に取り組むこと

#### (1) 適切な指導の実施

ア 中学生の自主性や個性を尊重した指導が定着している。

イ 指導者と中学生の信頼関係の下で活動を展開する。

#### (2) 合同（拠点校）部活動等の指導

活動に参加する中学生の意向を踏まえるとともに、学校の部活動との関連性を考慮し

ながら指導方針や活動内容を決定し、中学生のスポーツ・文化への興味関心の向上や体力・技能の向上に資する指導を行う。

また、休日の部活動における生徒の指導や大会・コンクール等の引率を地域の活動として地域人材が担うこととし、希望する教師は地域の指導者として指導を行う。

### <岩手県における部活動の在り方に関する方針（改定版）>

#### 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

##### (1) 運動部活動における適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、**生徒の心身の健康管理**（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、**事故防止**（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び**体罰・ハラスメントの根絶を徹底**する。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために**休養を適切に取ることが必要**であること、また、**過度の練習**がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、**必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと**等を正しく理解し、競技種目の特性等を踏まえた**科学的トレーニングの積極的な導入**等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫して行う。

また、運動部顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒が体力を向上させ生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うとともに、バーンアウトすることなく技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、**スポーツ医・科学の見地を踏まえ適切な指導**を行う。

##### (2) 文化部活動における適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、文化庁が平成 30 年 12 月に作成した文化部ガイドラインに則り、**生徒の心身の健康管理**（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、**事故防止**（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び**体罰・ハラスメントの根絶を徹底**する。

イ 文化部顧問は、**生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要**であること等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績、地域の行事や催し等への参加などそれぞれの目標を達成できるよう、**分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習・活動等の積極的な導入**等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

### <自主性を尊重した指導の例・ボトムアップ理論>

【令和 2 年度岩手県中学校体育連盟・岩手県高等学校体育連盟研究大会 畑 喜美夫氏（一般社団法人ボトムアップパーソンズ協会代表理事）の特別講演から】

- ・ボトムアップ理論とは、**選手が主導してチーム運営を行う指導法**。
- ・「**主役は、あくまで選手**」であり、**指導者は、選手が迷った場合などに、必要に応じて問題提起を行い、対話を通じて選手の可能性を引き出す「ファシリテーター**」としての役割を担う。
- ・指導にあたって指導者は、**先入観を捨てて選手の可能性を信じること**。 等

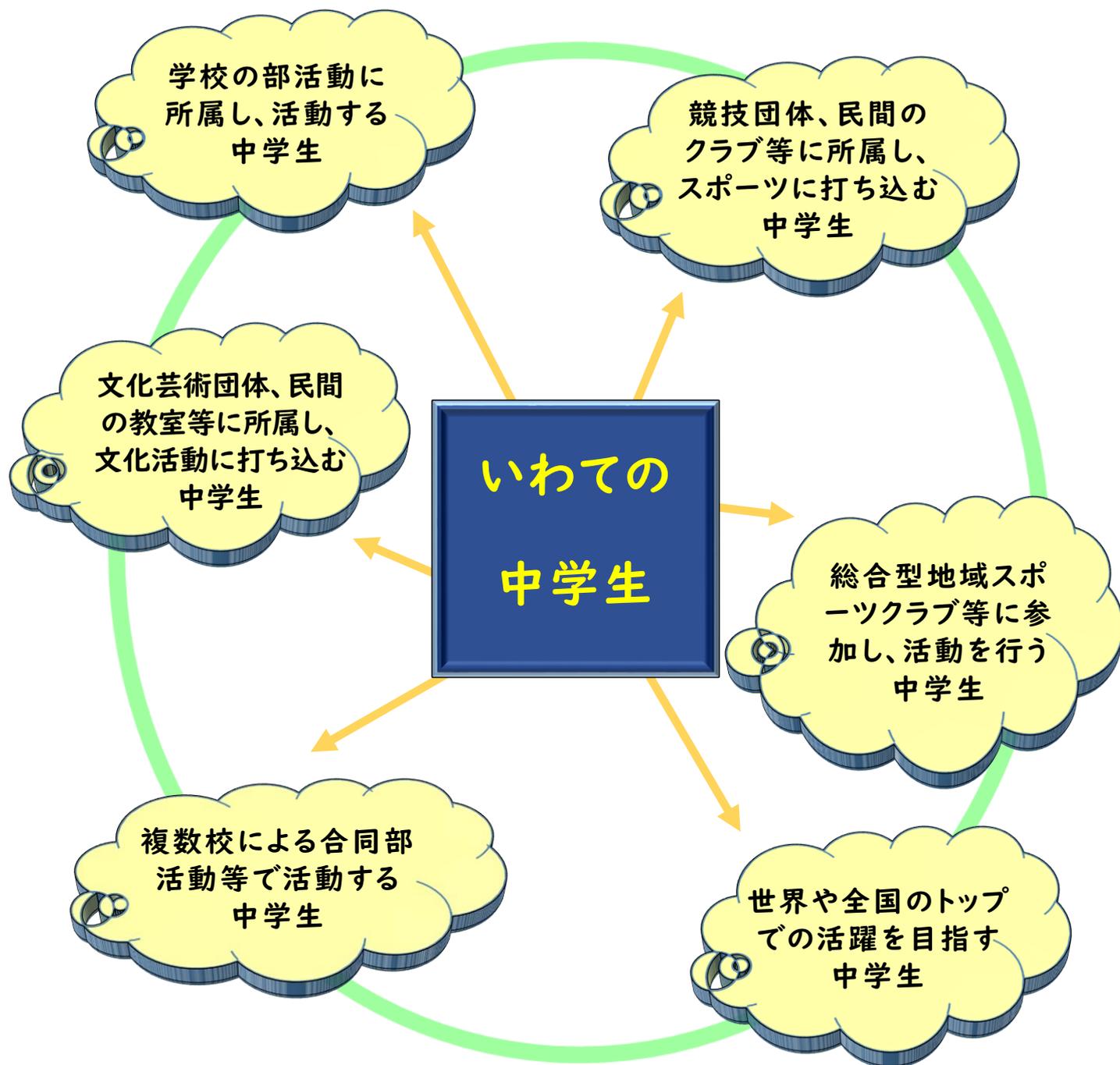
# VI 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革

## 【文部科学省】

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革における具体的な方策	関連する県、県教育委員会、各主体の役割・取組	該当ページ
<p><b>1 休日の部活動の段階的な地域移行（学校部活動から地域部活動への転換）</b></p> <p>休日の部活動における生徒の指導や大会の引率については、学校の職務として教師が担うのではなく地域の活動として地域人材が担うこととし、地域部活動を推進するための実践研究を実施する。その成果を基に、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。</p>		
<p>（休日の指導等を担う地域人材の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>休日の地域部活動については、教師ではなく地域人材が担うものであり、地方自治体は、教師に代わり生徒の指導や大会への引率を担う地域人材の確保に向けて、人材バンクを整備・活用し、関係団体と連携しながら、人材の育成からマッチングまでの民間人材の活用の仕組みを構築するなどの取組を行う。</li> </ul>	<p>【県・県教育委員会】</p> <p>地域部活動移行への取組</p> <p>【県】</p> <p>中学生の受け入れ体制の整備促進</p> <p>【市町村・市町村教育委員会】</p> <p>活動を希望する中学生の受け入れ体制の検討</p> <p>【関係団体】</p> <p>活動を希望する中学生の受け入れ体制の検討</p> <p>活動を希望する中学生の受け入れ体制の構築</p>	<p>P. 10</p> <p>P. 10</p> <p>P. 13</p> <p>P. 18</p> <p>P. 18</p>
<p>（休日の指導等を担う地域人材の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域部活動の指導者は、部活動に参加する生徒の意向を踏まえ、指導方針や活動内容を決定する。その際、平日の学校部活動との関連性を考慮する必要がある。</li> </ul>	<p>【指導者】</p> <p>適切な指導の推進</p> <p>適切な指導の実施</p>	<p>P. 19</p> <p>P. 19</p>
<p>（休日の指導等を担う地域人材の確保）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、地域部活動の指導者が部活動の意義を理解した上で、生徒のスポーツ・文化への興味関心の向上や体力・技能の向上に資する指導を行うことができるよう、部活動ガイドラインを踏まえ、部活動指導員と同様の研修を行うことが望ましい。</li> </ul>	<p>【県・県教育委員会】</p> <p>地域部活動移行への取組</p>	<p>P. 10</p>

<p>(休日の指導等を担う地域人材の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域部活動において<b>休日の指導を希望する教師</b>は、教師としての立場で従事するのではなく、<b>兼職兼業の許可を得た上で</b>、地域部活動の運営主体の下で<b>従事すること</b>となる。</li> </ul>	<p>【<b>県教育委員会</b>】</p> <p>教員の兼職兼業の整理</p> <p>【<b>市町村・市町村教育委員会</b>】</p> <p>活動を希望する中学生の受け入れ体制の検討</p> <p>【<b>指導者</b>】</p> <p>合同（拠点校）部活動等の指導</p>	<p>P. 10</p> <p>P. 13</p> <p>P. 19</p>
<p><b>2 合理的で効率的な部活動の推進</b></p>		
<p>(<b>合同部活動の推進</b>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実情を踏まえ、特に少子化の影響が大きい過疎地域においては、地方自治体の判断に基づき、市町村を越えた<b>他校との合同部活動を推進</b>するとともに、都市部においては、市内の近隣校との「拠点校方式」による合同部活動を推進する事業を実施する。</li> </ul>	<p>【<b>県・県教育委員会</b>】</p> <p>地域部活動移行への取組</p> <p>【<b>市町村・市町村教育委員会</b>】</p> <p>合同（拠点校）部活動等の検討</p> <p>合同（拠点校）部活動等の推進</p>	<p>P. 10</p> <p>P. 12</p> <p>P. 13</p>
<p>(<b>大会・コンクールの在り方の整理</b>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国大会に参加できるのは、一部の学校であり、大多数の学校が関係するのは地方大会である。このため、<b>学校の働き方改革の観点も踏まえ</b>、主に<b>地方大会の在り方を整理</b>する必要がある。</li> <li>また、大会が生徒の活動の成果発表の場であることを考慮しつつも、<b>生徒の大会参加による負担が過度にならないように</b>、参加する大会を<b>精選</b>する。</li> </ul>	<p>【<b>県・県教育委員会</b>】</p> <p>適切な部活動の推進</p> <p>【<b>市町村・市町村教育委員会</b>】</p> <p>市町村（地区）単位の大会開催の検討</p>	<p>P. 10</p> <p>P. 13</p>

## VII 中学生の活動の選択肢を広げるイメージ



岩手県「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議 委員

	団体・所属名	職	氏名
1	岩手県中学校校長会	会長（盛岡市立厨川中学校 校長）	菊池 正樹
2	岩手県高等学校長協会	常任理事（不来方高等学校 校長）	熊谷 和浩
3	岩手県特別支援学校連絡協議会	委員（盛岡聴覚支援学校 校長）	齋藤 哲裕
4	岩手県市町村教育委員会協議会	盛岡市教育委員会 学校教育課長	紀 修
5	一般社団法人岩手県私学協会	副会長 （江南義塾盛岡高等学校 理事長・校長）	鷹觜 文昭
6	国立大学法人岩手大学	人文社会科学部 教授	◎ 浅沼 道成
7	一般社団法人岩手県PTA連合会	会長	田口 昭隆
8	岩手県教職員組合	中央執行副委員長	八重樫 千晶
9	岩手県中学校体育連盟	会長（盛岡市立下小路中学校 校長）	橋場 中士
10	岩手県中学校文化連盟	会長（盛岡市立下橋中学校 校長）	松葉 覚
11	岩手県高等学校体育連盟	会長（岩手県立盛岡第三高等学校 校長）	中島 新
12	岩手県高等学校文化連盟	参与（岩手県立盛岡第四高等学校 副校長）	川崎 広幸
13	岩手県高等学校野球連盟	会長（岩手県立盛岡工業高等学校 校長）	南館 秀昭
14	公益財団法人岩手県体育協会	副会長兼理事長	平藤 淳
15	公益財団法人岩手県体育協会 （スポーツ医・科学委員会）	委員長	菅 義行
16	岩手県スポーツ少年団	本部長（県ラグビー協会会長）	白根 敬介
17	岩手県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	会長	高橋 三郎
18	岩手県ふるさと振興部学事振興課	総括課長	中里 武司
19	岩手県文化スポーツ部文化振興課	総括課長	岡部 春美
20	岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課	総括課長	山本 卓美
21	岩手県教育委員会事務局教職員課	参事兼総括課長	山村 勉
22	岩手県教育委員会事務局学校調整課	総括課長	木村 克則
23	岩手県教育委員会事務局学校教育課	総括課長	中川 覚敬
24	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課	総括課長	藤原 安生
25	岩手県教育委員会事務局保健体育課	総括課長	清川 義彦

◎は座長、所属は令和3年3月31日現在であること

# いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから(提言骨子)

令和3年3月

提言の趣旨

スポーツ庁及び文化庁は、部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定し、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指している。その際、「知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む日本型学校教育の意義を踏まえ、豊かなスポーツライフの実現や豊かな心・創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること」と「成長期にある中学生が、生涯にわたって心身の健康を保持増進できるよう、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるようにすること」を重視する点としてあげており、中学生の多様な学びの場として部活動の教育的意義は大きい。

本県における部活動は、これまで地域の実情に合わせた形で実施されており、中学生の人格形成に大きな影響を与えている。しかし、生徒数の減少等により、学校単位での部活動運営が困難な状況にあることや、学校外のスポーツ・文化活動に取り組む中学生が見られるなど活動が多様化しており、学校の部活動だけで中学生のニーズに応えることが困難な状況にある。

このような状況を踏まえ、「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議(以下、有識者会議という。)は、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、中学生本位の有意義なスポーツ・文化活動の在り方の方向性を整理することを目的として検討を行ってきた。有識者会議では、文部科学省の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の動きも見据えながら、「望ましい活動・環境の姿」の実現に向け、**中学生のスポーツ・文化活動を支える各主体(市町村・市町村教育委員会、学校、関係団体、指導者)**に求められる役割・取組を提言としてまとめたものである。中学生の活動を支える各主体が、共に中学生の健全な成長のためのパートナーという考えに立ち、「望ましい活動・環境の姿」の実現に向けて取り組むことにより、いわての中学生それぞれの興味・関心に応じた多様な活動を保障することが期待できる。

課題

- 1 中学校における「自主的・自発的な参加により行われる部活動」の推進**
  - (1) 部活動における「所属」と「参加」の捉えが整理されていない
  - (2) 活動の多様化により学校の部活動だけでニーズに応えることが困難
  - (3) 生徒が主体となって活動できる体制づくりが必要であること
- 2 中学生の多様なニーズに応えるための指導者及び活動場所の確保**
  - (1) 地域の活動について周知を図る必要があること
  - (2) 地域単位で運営を支える体制を構築する必要があること
- 3 指導者の適切な指導の推進**
  - (1) 指導者是对話を重視した指導を実施する必要があること
  - (2) スポーツ医・科学に基づいた指導及び合理的でかつ効率的・効果的な指導を実施する必要があること

## 部活動をめぐる動向

これまでの動き

- ・H29.3 中学校学習指導要領告示【文部科学省】
  - 自主的・自発的な参加、教育課程との関連
- ・H30.3 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン【スポーツ庁】
  - 適切な指導の実施、休養日等の設定、生徒のスポーツ環境の整備
- ・H30.6 岩手県における部活動の在り方に関する方針【県教育委員会】
  - 方針の策定、休養日・活動時間の基準
- ・H30.12 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン【文化庁】
  - 部活動の意義及び対象範囲の明記
- ・R1.8 岩手県における部活動の在り方に関する方針(改定版)【県教育委員会】
  - 自主的・自発的な参加、体罰・暴言等の根絶

国の新たな取組み

## 『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革』 ※R5年度以降実施(準備等はR2年度～)

### 《改革の方向性》

- 部活動改革の第一歩として、「休日に教師が部活動に携わる必要がない環境」を構築する。
- 生徒の希望に応えるため、休日において部活動を地域の活動として実施できる環境を整える。

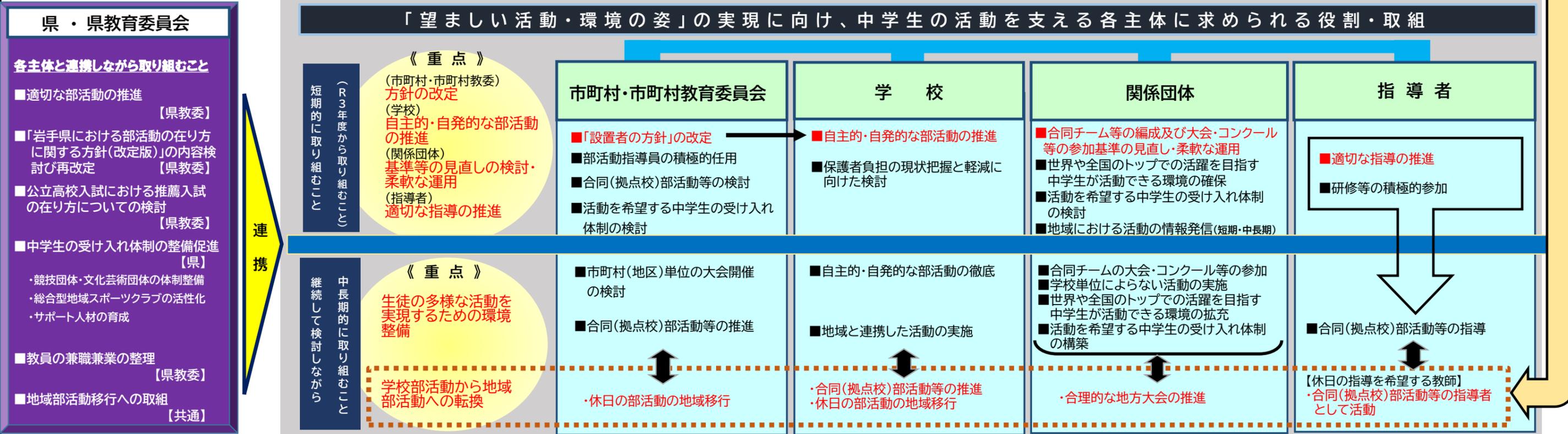
### 《具体的な方策》

- 休日の部活動の段階的な地域移行+休日の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこと
- 合理的で効率的な部活動の推進 → 他校との合同部活動の推進、大会・コンクールの在り方の整理

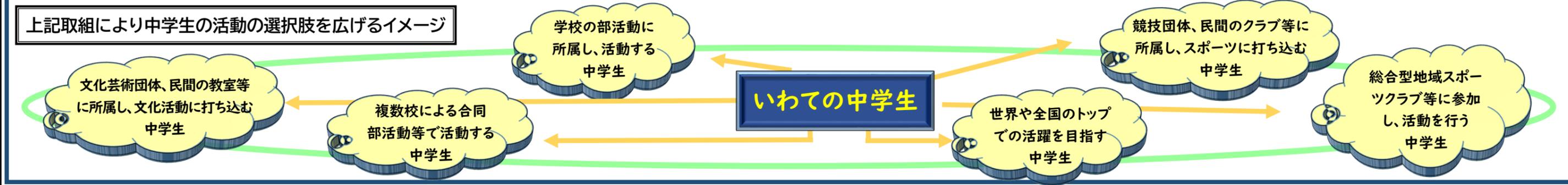
## 望ましい活動・環境の姿

- 自主的・自発的に活動し、中学生による活動の運営等、目標に向かって充実した取組を実践している。
- 学校・地域・関係団体等による環境整備や体制構築が進み、中学生が希望する活動を支えている。
- 指導者と中学生のコミュニケーションが十分に図られ、生涯を通じてスポーツ・文化活動に親しむ基礎を培うことができる。

## 「望ましい活動・環境の姿」の実現に向け、中学生の活動を支える各主体に求められる役割・取組



## 上記取組により中学生の活動の選択肢を広げるイメージ



# いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから「各主体の取り組みスケジュール(イメージ)」

